

福島県庁舎等維持管理業務入札参加制限措置に係る苦情処理手続要領

(平成20年8月6日20文第1611号)

(対象となる措置)

第1条 本要領による苦情処理手続の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知。以下「参加資格制限要綱」という。）第2条第1項の規定による入札参加資格制限措置（第3条第5項に規定する入札参加資格制限期間の変更を含む。以下「参加資格制限」という。）
- (2) 参加資格制限要綱第13条に規定する警告又は注意喚起（以下「警告等」という。）

(参加資格制限理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第2条 知事は、参加資格制限要綱第10条の規定による通知において、参加資格制限理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、参加資格制限又は警告を行う場合には、当該資格制限又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第3条 参加資格制限又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、入札参加資格制限措置に係る苦情申立書（様式第1号）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
 - (2) 申立てに係る措置
 - (3) 申立ての趣旨及び理由
 - (4) 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - (1) 参加資格制限 当該参加資格制限の期間内
 - (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4条 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（福島県の休日を含める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 知事は、第3条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと

認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについて教示)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下をする場合には、第4条第1項又は第5条の書面において再苦情申立てをすることができる旨を興じるものとする。

(苦情処理結果の公表)

第7条 知事は、第4条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第8条 第4条第1項の規定による回答又は第5条の規定による却下に不服がある者は、知事に対して、入札参加制限措置に係る再苦情申立書(様式第2号)により、再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 参加資格制限 当該参加資格制限の期間内(第4条第1項の回答の翌日から当該参加資格制限の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、第4条第1項の回答の翌日から起算して2週間以内)

(2) 警告等 第4条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(第三者機関に対する審議依頼)

第9条 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第10条 知事は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

(2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い知事が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第11条 知事は、第8条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

2 知事は、再苦情の申立てを却下したときは、申立人に対し書面によりその旨を通知するとともに、直近の委員会において、却下事案報告書(様式第3号)により、その概要を報告するも

のとする。

(再苦情処理結果の公表)

第12条 知事は、第10条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(苦情申立て等の処理手続に関する事務)

第13条 苦情申立て等に関する事務は、施設管理課が行う。

(附則)

- 1 この要綱は、平成20年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

庁舎等維持管理業務入札参加制限措置に係る苦情申立書

年 月 日

福島県知事 あて

住 所

商号・名称

代表者氏名

福島県庁舎等維持管理業務入札参加制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第1項の規定に基づき下記のとおり申し立てます。

記

1 申立てに係る措置

2 申立ての趣旨及び理由

(備考) 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 参加資格制限 当該参加資格制限の期間内

(2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(様式第2号)

庁舎等維持管理業務入札参加制限措置に係る再苦情申立書

年 月 日

福島県知事 あて

住 所

商号・名称

代表者氏名

福島県庁舎等維持管理業務入札参加制限措置に係る苦情処理手続要領第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申し立てます。

記

1 申立てに係る措置

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

(備考) 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 参加資格制限 当該参加資格制限の期間内（第4条第1項の回答の翌日から当該入札参加資格制限の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、第4条第1項の回答の翌日から2週間以内）
- (2) 警告等 第4条第1項の回答の翌日から起算して2週間以内

(様式第3号)

却 下 事 案 報 告 書

年 月 日

福島県入札制度等監視委員会

福島県知事 印

再苦情対象措置	
再苦情の内容	
却下した理由	

※ 庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書（様式2号）及び却下した理由がわかる書類を添付すること。